

令和6年度 住宅補助金助成事業のお知らせ

町では、新年度も住宅補助金助成事業を継続して実施します。住宅の取得やリフォームを検討している方は、ぜひご利用ください。なお、制度の内容は下記のとおりです。

●補助金の交付要件（ ）は最大補助金額の内容

- **新築**住宅取得 : 80㎡以上の住宅の新築工事●工事金額の1割
(200万円+町内業者 50万円+移住者 50万円+町内業者
下請選定 1社 10万円(5社 50万円まで) = **350万円**)
- **中古**住宅取得 : 昭和56年以降建設の中古住宅の取得●固定資産評価額の2割
(50万円+移住者 50万円 = **100万円**)
- **住宅リフォーム** : 10年以上経過した住宅を町内の建設業者が施工する性能向上に資する100万円以上の改修工事●工事金額の2割(現金40万円+商品券10万円 = **50万円**)



※ただし、申請者や同居者の方が、障害者手帳をお持ちの方または65歳以上の高齢者の場合は、総額5万円以上の改修工事について対象となります。

※性能向上に資する改修工事とは、下記①から④に該当する工事です。

①耐震性能向上工事 ②省エネルギー性能向上工事 ③バリアフリー性能向上工事 ④耐久性能向上工事等

～補助制度を利用される場合、下記について事前にご確認ください～

- **工事着工前に事前申請が必要です。交付決定後に着工してください。**
- 交付決定された方へ、年度内に**確実な補助金をお支払いするため、お早目**に建設水道課建築担当に相談してください。
- 各種必要な書類の詳細は右のQRコードをご確認ください。
- 中古住宅の補助金額は、購入金額を越えることはできません。
- 住宅リフォームの場合、申請者が住宅の所有者であることも要件です。**所有者でない場合は、家屋所有者に名義を変更してから申請してください。**
- 交付決定通知書の発行後、工事内容や工事金額に変更がありましたら、交付決定額を上限に補助金額を変更させて頂く場合もありますので事前にお知らせください。



●【フラット35】金利引き下げ制度について

【フラット35】とは住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。町は、住宅金融支援機構と連携していますので、【フラット35】地域連携型と標津町定住住宅取得支援事業を合わせてご利用されると、**借入金利が当初5年間 年0.5%引下げ**となり、その他の金利引下メニューと併用する場合はさらに金利引下げとなります。ご利用される場合は、建設水道課建築・住宅担当までお知らせください。

【フラット35】に関するご相談の問合せ先

住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ ☎011-261-8306
(営業時間 平日9時～17時)

問合せ先 建設水道課 建築・住宅担当 ☎85-7247